

魚沼民商だより

2018年
4月 9日
第2097号

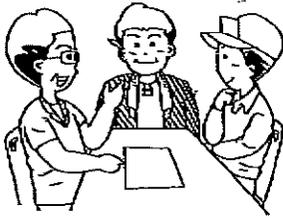
〒946-0032

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.on.ne.jp

高橋春治会長小出支部役員会に参加。

小出支部は3月27日(火)に支部役員会を開催しました。当日は高橋会長が全商連總會のお願いのあいさつで参加しました。冒頭「5月に新潟で開催される全商連第53回總會を成功させるためにも一緒に組織拡大に向けて頑張りますよ。」と会長が自ら訴え、役員会を激励しました。また、県連の渡部会長とも連絡を取り合いながら県全体の民商が行動を開始してなんとしても總會成功に向けて頑張ろうと励まし合っていることも話しをして行かれました。

その日の支部役員会では、3.13重税反対全国統一行動の反省や、全国總會と連動し、5月に小出支部總會を開催しようとして話し合ったり班編成に向けての話し合いで盛り上がりました。



井上支部長が早速班長訪問開始

小出支部の井上支部長は早速、新年度の班長交代や新しい班編成の要請もあつて、支部組織改善に向けて事務局と一緒に班長訪問を開始しました。

前日の支部役員会で末組織委員会を無くしていこう話し合つて決めたことを受けて、今まで新聞配布していなかった班を回りながらお願いし、2つの班長が快く引き受けてくれました。また、他の役員からは、行動範囲を広げて4部新たに新聞配布を受けてくれるなど、前進しています。

また、退会して点在会員となっている地区について「ここに会員をふやして班作りしたいね。」など總會に向けて前向きに支部の状況を確認していました。

厚生労働省が雇用保険手続きにマイナンバー記載を強制(厚労省がチラシを作成)

厚生労働省は「今年の5月以降マイナンバーの記載が無い場合は、返戻しますので、記載の上、再提出をお願いします」とのチラシ作成をして、マイナンバーの記載強要を始めています。

この問題で3月20日に全商連は厚生労働と交渉しました。

①問題のチラシの撤回とナンバー記載が無くても受理すること。
②個人番号の提示・提出を拒む従業員番号を取得出来ない場合や外国人など日本の個人番号が無い就労者の場合など、事業者が個人番号を収集できない状況に、柔軟に対応すること。

*(厚労省回答は左記の通り)

労働者が事業主に對してマイナンバーの提出を拒んでいるとの申し立てがなされた場合には、次に掲げる指導を行った上で、届出等を受理して差し支えない。

①8年1月以降に資格を取得した者等)についてもマイナンバーの届出がなされていない場合には、当該未届出の労働者に係るマイナンバーの届出を指導すること。

②今後行う届出等においても必ずマイナンバーの届出を行うよう指導すること。ただし、同理由でマイナンバーの記載がない届出を繰り返す事業主等については、届出等の内容に不備があるため返戻すとともに、平成28年1月以降に資格取得届の提出のあった者のリストを提示し、当該等に係るマイナンバーの届出を強く指導すること。なお、事業主に對しては、個人番号の提供が受けられなかった場合には、提供を求めた記録等を保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておくよう指導すること。

**番号が不記載の場合、記載を指導することを前提にしていますが、「届出等を受理して差し支えない」としたことは重要です。チラシについては「検討中」とのことですが、いずれにしてもさらなる改善が必要です。



森友公文書の改ざんは誰が指示したのか? なんと防衛省も?! 国民の疑問と怒りは増幅するばかり!!! 「安倍内閣退陣せよ」の声を上げていこう!!!

法律相談のお知らせ

日時 4月 18日(水) 午後1時より
会場 民商事務所
弁護士 二宮 淳悟 先生 (新潟合同法律事務所)
相談料 3,000円
※事前の予約制です。
魚沼民商事務所までご連絡ください。